

業 務 用 小 型 空 調 契 約

(選 択 約 款)

2026 年 7 月 1 日実施

大 牟 田 瓦 斯 株 式 会 社

目 次

	頁
1. 目的	1
2. 用語の定義	1
3. 適用条件	1
4. 契約の締結	1
5. 使用量の算定	2
6. 料金	2
7. 設置確認	3
8. 名義の変更	3
9. 契約の変更又は解約	3
10. その他	3

1. 目 的

この選択約款は、小型空調機器の普及を通じ、負荷調整を推進しつつ、当社の供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (2) 「小型空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器および冷凍能力 175.8kW (50US. RT) 以下のガス吸収式の機器をいいます。
- (3) 「空調機器以外のガス燃焼機器」とは、空調機器以外のガス燃焼機器全てをいいます。
- (4) 「契約最大使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間当たりの最大の使用量をいいます(小数点以下切り捨て)。
- (5) 「契約空調使用可能量」とは、小型空調機器の全定格入力(キロワット)を標準熱量(メガジュール)で除し3.6を乗じた値をいいます(小数点以下切り捨て)。ただし、1立方メートル未満は1立方メートルといたします。
- (6) 「契約その他使用可能量」とは、契約最大使用量から契約空調使用可能量を控除した後の値をいいます(小数点以下切り捨て)。ただし、1立方メートル未満は1立方メートルといたします。
- (7) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (8) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (9) 「単位料金」とは、基準単位料金または一般ガス供給約款に定める調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

この選択約款は、次の全ての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 小型空調機器を設置していること。
- (2) 空調機器以外のガス燃焼機器を設置していること。

4. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款を承諾の上、所定の契約書を用いて、当社と契約していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合、又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し空調機器及び空調機器以外のガス燃焼機器の使用設備を提示するものとし、当社はその内容に基づき、同一業種におけるガス燃焼機器

の使用状況、お客さまの過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約量を定めるものといたします。

- ① 契約最大使用量
- ② 契約空調使用可能量
- ③ 契約その他使用可能量

- (3) お客さまは、この選択約款に基づくガス需給契約によるガスの使用開始日（以下「ガスの使用開始日」といいます。）から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで（以下「最低利用期間」といいます。）契約を継続していただきます。
- (4) 当社は、この選択約款及び他の選択約款に基づく契約を最低利用期間満了前に解約又は一般契約への変更をされたかたが、同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は一般契約への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解約又は一般契約への変更が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまがこの選択約款の最低利用期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、他の選択約款への変更が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (6) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）の料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) お客さまが希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガスの供給及び使用に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は、(1)にかかわらず契約書作成時に成立いたします。

5. 使用量の算定

契約最大使用量をガスメーターの能力値としなかった場合は、負荷計測器により最大使用量を算定いたします。（負荷計測器本体は当社負担とし、取付関係工事費はお客さま負担とします。）

ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまの協議によってその月における最大使用量を算定いたします。

6. 料金

- (1) お客さまの都合や契約違反によりこの契約を契約期間中に解約した場合、又はガスの使用を一時停止した場合には、基本料金は別表の料金表に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金も同様に別表の料金表に基づいて算定いたします。

7. 設置確認

- (1) 当社は、空調機器の設置の有無等、3の適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はただちにこの選択約款に基づく契約を解約し、解約日以降一般契約を適用することがあります。
- (2) 空調機器を取り外すなど、3に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。
- なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものといたします。

8. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

9. 契約の変更又は解約

- (1) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（3の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

10. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

実施の期日

本選択約款は、２０２６年７月１日から実施いたします。

(別 表)

1. 料金表 (消費税等相当額を含みます)

(1) 基本料金

① 定額基本料金

1 か月につき	1 1 0 0 0 . 0 0 円
---------	-------------------

② 空調流量基本料金

1 立方メートルにつき	7 7 0 . 0 0 円
-------------	---------------

③ その他流量基本料金

1 立方メートルにつき	1 5 4 0 . 0 0 円
-------------	-----------------

④ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	8 8 . 2 7 円
-------------	-------------